

令和 3 年 第 1 回 定例会

北本市建設経済常任委員会会議録

令和 3 年 3 月 4 日 開 会

北 本 市 議 会

建設経済常任委員会

1. 開会年月日 令和3年3月4日(木) 午前9時00分
2. 出席委員 島野和夫委員長 村田裕子副委員長
湯沢美恵委員 諏訪善一良委員
滝瀬光一委員 工藤日出夫委員
加藤勝明委員
3. 欠席委員 (0名)
4. 説明のため出席したもの
工藤日出夫 請願紹介議員 尾関行雄 請願者
湯沢美恵 請願紹介議員 柳葉子 請願者
杉田仙太郎 請願者 大島一秀 都市整備部長
奥貫健司 建築開発課長 柴田浩之 道路課長

事務局職員出席者

岩崎和彦 主任

開議 午前 9時00分

○島野和夫委員長 おはようございます。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

議事に入る前に、委員会傍聴についてですが、今般の新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、議会運営委員会の決定により、議員を含め3人を上限として傍聴を許可することといたしますので、御了承ください。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時01分

再開 午前 9時01分

○島野和夫委員長 休憩を解いて再開いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりです。

本委員会に付託されました案件は、議案2件、請願3件です。委員の皆様の慎重なる審査をお願いいたします。

日程第1、議請第1号 「選択制夫婦別姓制度の法制化に関する意見書」の提出を求める請願については、紹介議員として工藤日出夫議員、参考人として請願者の尾関行雄氏より、審査の必要から説明を聞きたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○島野和夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、以上の紹介議員及び参考人より説明を聞くことに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時02分

再開 午前 9時02分

○島野和夫委員長 休憩を解いて再開いたします。

委員並びに説明者の皆様に、発言に当たっての注意事項を御連絡いたします。

本委員会において発言をされる際には、マイク手前のスイッチを押し、マイクの先を御自分のほうに向けられてから発言いただきますよう、よろしく願いいたします。

日程第1、議請第1号 「選択制夫婦別姓制度の法制化に関する意見書」の提出を求める請願の審査を行います。

本請願については、紹介議員であります工藤日出夫議員より、請願趣旨などについて御説明をいただきたいと思います。

はじめに、紹介議員に趣旨説明を求めます。

工藤委員。

〔紹介議員 趣旨説明〕

○島野和夫委員長 以上で紹介議員の趣旨説明が終わりました。

参考人より意見陳述したい旨の申出がありました。10分以内でこれを許可いたします。

尾関参考人。

○尾関行雄参考人 おはようございます。貴重な時間、ありがとうございます。

追加で説明させていただきたいのは、の中で言っている、日本の戸籍制度は既に崩壊しつつあるというところの表現が誤解されては困りますので、ちょっと追加させていただきたいと思います。

この部分で言っているのは、戸籍制度自体を否定しているものではなく、導入に反対している意見の異論として表現させていただいたので、御理解いただきたいと思います。皆さんも御存じのように、日本の戸籍制度というのは世界にない制度であるという認識を私も持っています。

2番目の追加説明なんですけれども、また夫婦と2人の姉妹の4人家族で姉が夫の氏で結婚した場合、家族の氏はいずれなくなってしまうということですの表現なんですけれども、この例は、姉も夫の氏で結婚したとき、さらに、または妹が先に夫の氏で結婚し、後で姉が夫の氏で結婚した場合の事例を言っておりますので、誤解しないでいただきたいと思います。

最後に、これは意見なんですけれども、北本市は昨年の11月からパートナーシップ制度がスタートしています。このパートナーシップ制度というのは法律で守られたものではありません。そういう意味で、ぜひこの制度、夫婦別姓制度が成立されない限り、北本市から仮にパートナーシップ制度を受けた方が北本市から転出しちゃった場合は、もうそれは無効になってしまいますので、そういった意味でぜひ早く法制化を求めたい、必要であると考えています。

以上3点です。よろしく申し上げます。

○島野和夫委員長 それでは、続いて質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

村田委員。

○村田裕子委員 こちらで選択制の夫婦別姓を要望されているんですけれども、通称登録や例外的夫婦別姓ではなく選択的夫婦別姓を要望されている理由をお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

[発言する人あり]

○島野和夫委員長 じゃ、もう一度、分かりやすく、ゆっくり。

○村田裕子委員 通称使用登録や例外的夫婦別姓の要望ではなく、選択的夫婦別姓を要望されている理由をお聞かせください。

○島野和夫委員長 尾関参考人。

○尾関行雄参考人 要は、通称名ということではなくて、夫婦別姓を法律でしてほしいということの理由づけですね。

○島野和夫委員長 村田委員。

○村田裕子委員 通称使用の登録か、あと例外的かというと、原則は夫婦同姓を原則として例外的に認めますよではなく、選択制というと、女性に選べる権利というものを、ここまで言ってしまうと答えになっちゃう。

○島野和夫委員長 尾関参考人。

○尾関行雄参考人 制度を法律として民法を改正して、今は選択制で夫、妻の氏をチェックするようになっているんですけれども、それをやめて、あくまでも当事者の任意で選択していただくということです。違うんですか、これじゃ。

○村田裕子委員 合っています。

○島野和夫委員長 村田委員。

○村田裕子委員 ありがとうございます。じゃ、

ここで、強制的夫婦同姓は日本のみと書かれているんですけども、世界の各国の情勢、ちょっと簡単に教えていただければと思います。

○島野和夫委員長 尾関参考人。

○尾関行雄参考人 日本以外で、この件でいうと、アジア系では韓国、中国というところでは夫婦別姓とやっていると理解しています。

ただ、欧米とかアメリカとかいろんな国にあつては、アメリカなんかは州によって法律が違っていますので、そこがどのようになっているかというのは分からないで、ただ婚姻した後、同姓であるよというの日本だけだと、一応私は聞き及んでいます。

○島野和夫委員長 村田委員。

○村田裕子委員 あと、夫婦別姓の場合、日本の宗教的なお墓の、お寺のお墓問題ともちょっと絡まっていて、割と苗字、氏が違う方は入れないというような、埋葬できない、同じお墓に入れないというような現状もあるんですけども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○島野和夫委員長 尾関参考人。

○尾関行雄参考人 墓地とかお墓の問題については、墓地埋葬等に関する法律というのがあります。その中で言っていることは、最近、宗教でいろいろ違いがあつて入れないという意見もあつて、そこが厚生労働省、昔の厚生労働省の意見としては、そういうことはしちゃいけませんよという意見があり、見解が出されているということを知り及んでいます。

それに、さらに別姓になった場合については

霊園、要は民間というか、全て民間なんですけれども、お墓を管理する霊園なんかについては融通が利くように聞き及んでいます。

さらに、個人のお寺については、身内にちょっとお寺のお墓を管理する人がいまして、そこに確認したところ、その住職の考えによるところもあると。要は、住職に相談したほうがいいのではないかという意見があります。

以上です。

○島野和夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

湯沢委員。

○湯沢美恵委員 何点かお聞きします。

私自身も、私の所属している党も、選択制夫婦別姓制度は早期に導入すべきだという考えを持っているんですけども、請願人に確認をさせていただきたいことが何点かあります。

この請願趣旨の中には、妊娠を機に婚姻届を提出したカップルがいたというドラマの事について御紹介がされています。これはどういった理由でそうしなければならなかったのか、そうしたのかというあたりについて、現在の別姓制度では戸籍上夫婦ではないと表記されることから生じる問題なのかなと思うんですが、そのあたり、何点か具体的な問題点があれば御説明していただきたい点が1点と、今回、国会議員によります埼玉県議会に対して選択制夫婦別姓制度に対する意見書の提出をしないようにというような、圧力とも取れるような状況が生じていますが、それはどういった点からそういうことが生じているのかなというのを請願人は感じ

ておられるでしょうか。2点、お聞かせください。

○**島野和夫委員長** 尾関参考人。

○**尾関行雄参考人** 最初の質問なんですけれども、要は夫婦別姓ではないと駄目だということでの意見、考え方が聞きたいという、要は事実婚の問題ですよ。

事実婚ということになると、何というんですか、やはり女性、ここで言っているように95%の女性が氏を変えていますので、氏を変えることによって、社会的に働いているときに氏を変えるというのは大変だと言われています。それで、私も昨日、自宅でテレビを見ていたんですけれども、国会中継を見ていたんですけれども、今回、男女共同参画の担当大臣になった丸川さんというのは、結婚して別の氏ですよ。それで、丸川さんの場合は、そういうふう to 事実の通称的な名前が使われて、まかり通っていると。一般の方はそれができていない、社会で、会社とか社会がそれは認めていないけれども、国会議員とかタレントは、そういうふう to できているということの批評があるだろうと、そのように私は考えていますので、ぜひ事実婚ではなくて法律的な制度をつくっていただいたほうがいいかなと思います。

2番目の質問なんですけれども、確かに埼玉県県の県議会に対して国会議員が、要は採択しないよという意見が出されています。それを聞き及んでいますけれども、やはり、何というんですか、地方自治体にしてみれば、国の国会

議員がそういったことを言うこと自体、私はナンセンスだと思いますし、地方自治を踏みにじるような文書を各自治体とか議員に出すということはおかしいなど。やはり不平等を是正していこうという動きに逆行するのではないかなと考えます。

以上です。

○**島野和夫委員長** 湯沢委員。

○**湯沢美恵委員** そうしますと、今回の請願事項としては民法の第750条の改正と、あと関連法令の改正についても強く求めておられます。関連法令となりますと、そこはどういったものを考えておられるのかお聞かせください。

○**島野和夫委員長** 尾関参考人。

○**尾関行雄参考人** 私は民法の改正だけを求めているので、関連法令の改正という言葉を使っていますか。

○**湯沢美恵委員** 使っています。

○**島野和夫委員長** 請願事項に入っていますね。

○**尾関行雄参考人** 関連法令と言っちゃうと、民法は国会で議論して改正するようになりますけれども、戸籍法も恐らく国会の議論、法律改正ですから必要になってくると。それ以外に戸籍法の施行規則とかそういうものも関連出てくると、事務処理をやっていく上で。そういった意味で、私が一律に、こことここを直しなさいというのは分かりませんが、そういった民法の、氏を変えることよっての関連法令というのは出てくると思いますので、そういう意味も含めて言っていると理解していただきたいと

思います。

○島野和夫委員長 湯沢委員。

○湯沢美恵委員 そうしますと、具体的にこれとこれというよりは、今回の民法の改正に伴って必要と思われるものという理解でよろしいのか。

というのは、先ほどの事実婚を続けてこられたカップルが妊娠を機に婚姻届を提出するというのは、生まれてくる子どもに対して法的なきちんとした戸籍上の夫婦でない場合、その子どもが受ける様々なマイナス要因に関して、そこをきちんと担保できるような関連の法令も含めてということで理解してよろしいのでしょうか。

○島野和夫委員長 尾関参考人。

○尾関行雄参考人 事実婚についての法律改正がどこの条項に該当するのか私は分かりませんが、民法で使用されているものは全て改正していただきたいというのが趣旨です。

以上です。

○島野和夫委員長 ほかにありますか。

加藤委員。

○加藤勝明委員 私は古い人間で、これに全く違和感持ったことはないし、昨日も国会の委員会のあれをずっと聞いていたんですが、とても当たり前のことなのだなと感じたし、私も身内の中に、おじさん、早くこういう意見が出ていたら、私も一人で生活しないで済んだんだけどもなと言うのも聞いているんです、はっきり言って。

ただ、私は、世界に最たる日本の文化ですよ、こういうのも。それで、今、日本が全ての

文化を失っているんですよ、日本古来の。というのは、食の世界、衣食住と昔から言いますが、まず住まいが世界並みになってきたのは確かなんですけど、日本は湿度の高い、とても木造建築でなければ耐えられない時代があって、そして木造建築が発達したんですけども、今はコンクリートの家に住む人がほとんどになってきたんですよ。それから、着る物も、着物は全く廃れて、廃れたというよりも、不便ですから結局、着る物までもが洋服になったし、そして食の世界も、世界の食がほとんど日本に入って、日本人は世界の食を食べていて、日本人得意の食が、世界に逆に出ていっちゃっているんですよ。それで、世界は日本を見直してくれているんですよ。

その中で、この法律も、確かに昨日、丸川さんも大分責められていましたけれども、そういう中で、私はむしろ誇りに思っていたんですよ、この日本の文化を。ところが、うちの身内から、おじさん、とても私は結婚したかったけれどもできなかったのは、お父さんがずっと、姓が先ほどこの中であつたとおり、姉は結婚して旦那の姓を、氏を名のっているし、私は妹で、何とか結婚したかったんだけど、この家がつぶれちゃう、なくなっちゃうから、姓を名のるんならいいけれども、旦那の相手の人の氏を名のるんであれば結婚を許さないと親に言われて、結局独り身でここまで来ちゃったと。早く改正してくれればよかったねと言っていたんですよ。だから、私は、そうでないんじゃないかと。結

婚しても生活はできるし、氏もおまえが説得して旦那の氏でなくて自分の氏を名のればよかったんじゃないのと言っただけけれども、いや、そうは女だからねと言ったんですよ。

だから、そのときに、昨日もそんな話をゆべしていたんですが、いや残念だったなと言いながら、今は自由になって一番困るのは、自由にしたらですよ、まず私が一番危惧しているのは、これは私は決して反対はしませんけれども、夫婦で別々の氏を名のっていたときに、私たちが挨拶するときに、あの2人は結婚したんだけども、奥さんの名前で挨拶、何々さんと言ったらいいのか、一々違う名前と言わなきゃならないし、逆に大変不便になっちゃうんじゃないかなという、そういう小さなことまで考えちゃったんですよ。だから、そういうことに対してはどう参考人は思っていますか。

○島野和夫委員長 尾関参考人。

○尾関行雄参考人 日本というのは、調べたら1876年から1898年まで、夫婦同姓だったんですよ。それが明治民法で、それ以後夫婦別姓になっちゃったんですよ。

〔「逆です」と言う人あり〕

○尾関行雄参考人 逆だ、ごめんなさい。1876年から98年まで夫婦同姓だったと、同姓を認めていたんです、日本の制度として。ところが、明治民法の施行されたそれ以後は、夫婦は同姓ですよというふうになった。ごめんなさい、以前は別姓だったんです。別姓だったものを明治民法で同姓にされたという経過があります。

それで、確かに同じ家族の中で別姓の方がいるということなんですけれども、その辺も内閣のほうで調査しているんですよ。それで、どういう調査をしているのかっていうと、要は、調査する前にちょっとお話として、やっぱり今日本でも里親制度、里子制度というのがあるわけで、これは完全別姓ですよ。同じ家族の中でも別姓です。その中でもやっぱり生活できているということ、それとあとそういった中で、世論調査で氏が異なっても、家族の一体感に影響はないというのが6割ぐらい占めているわけですね、調査ではね、内閣府の調査では。そういう数字的なものが出ていますし、確かに言われるように不便さというものはあるかもしれませんが、逆に結婚する男女の中で氏が変わることによっての不便さもやはりあるということも理解していただきたいというのが現実です。

○島野和夫委員長 加藤委員。

○加藤勝明委員 そのとおりで、私も決してこれを反対はできないなといつも言っているんですが、もう少し、国もそうですけれども、もっと詰めてお話を、議論を交わして、確かに参考人が言われるように、動きとしては、ほとんどがそういう国の動きになってきてはいるんですけども、まだまだ煮詰まっていないんだよと、どこまでも煮詰めていったらいいかなというのが、議会のほうだと思っんです。国のほうだと思っんです。国もかなり前向きに検討されています。

ですから、もう少ししばらく私はこれは煮ておいたほうがいいのかなと夕べは家族に言ったんですけども、まだ、そうではなくて、早くこういうものをどんどん提出してもらうのは結構ですけども、私はもう少し時間を必要としているのではないかなということなんです、参考人は早くしろと言われるんでしょうと思うんですけども、出している以上はね。もう少し検討させていただきませんか。

○島野和夫委員長 尾関参考人。

○尾関行雄参考人 全国の流れとして、参考までに言うと、昨年末までに全国で177の市町村でこの意見書をもう既に採択しているんです。それで、あと都道府県でいうと7府県の都道府県議会で推進するように国に意見書を出しているという事実がありますので、ちょっと時間のかかる、確かに議論しないといけないことは承知しますが、やはり国の中で悪いんですけども、自民党の中でも意見が二つに分かれていて、今、推進するほうが多いのではないかと、今、推進するほうが多いんじゃないかということを行っていますし、昨日は小泉大臣も支持しますということを行っているし、河野大臣も党議を拘束しないで自由に採決させるように求めている国会答弁を聞きました。

ですから、流れは私は今そういう時期になっているのではないかなと、確かに一個人の家庭になっちゃうと大変なことになるかもしれませんが、逆に悩んでいる男女のカップルもいるということは事実ですから、その辺は承知していただきたいなと思います。

○加藤勝明委員 同じようなことですが、参考人の言われるとおりに、私もできるだけその方向で考えてはいたんですが、というのは、私の、自分たちのことを申し上げて申し訳ないですけども、うちの一族の墓地があるんです。24戸で守っている加藤姓で、ところが、跡継ぎがいないうちが大変出てきたんです。私どもは本家ですけども、本家でお墓を返したいと、そう言われるんです。なぜだと言うと、加藤姓でないとその墓地は24戸加藤全部一族ですから、ほかの姓では入れないでしょと言うから、そうではなくて、私の代からほかの姓でも墓を守ってもらえる者なら入れましょうと今言っているんですが、一族であればね。だからそういうお婿さんに行って、名前が変わってもそれを守らせますよと、守ってもらえればありがたいですよということで動いていますが、それと同時に同じようにこういう意見が出てきて、今、別姓にしたら、お墓に刻む名前がみんな別姓になっていっちゃうものですから、これまた大変だなと、私の時代ではそれは起きないでほしいなと思っていますけれども、そういういろいろなトラブルが個々に起きてくる可能性がいっぱいあるんですが、そういうことに対しても、今はならいいよと、墓じまいして帰っちゃうよと、若い人たちは墓地は要らないよと言いますが、やっぱり先祖の供養ですから、墓地は守ってもらいたいなと私は個人的には思っていますね。それで、そんなこともあって、まだこの話は先ほど言ったように、ちょっともう少し

検討させてもらいたいなって、いろんなことを詰めてから、結論を出して、国に要望を出したほうがいいのかなどは思っていたんですが、今、参考人が言われるように、ほかはもうどんどん出しているんだから、出してくれよということなんでしょうけれども、そこに対して参考人はもう少し待とうと言っていただけますか。お願いします。

○島野和夫委員長 尾関参考人。

○尾関行雄参考人 ちょっと厳しいです。気持ちには理解します。ただ、逆に加藤委員の家族が、逆に女性ばかりだったらどうするんですかということがあると思うのですね。そうした場合、加藤の氏はなくなっちゃうわけですね、今のままだと。そういった場合、夫婦別姓になれば、極端の話、加藤の氏は守ることはできるわけですよ。そういう意味も含めて考えると、やはりそれは両方の話の中で選択制でやることで、お互いの話の中で決めればいいことではないかなと思います。

私も大分前なんですけれども、個人的な話で申し訳ないですけれども、連れ合いと一緒にいるとき言われたのは、うちに女房も別姓を主張していたんです、もう何十年前から。それでその中で言われたのは契約結婚をしましょうと言われたんです。要は、何年間は夫の氏、何年間は妻の氏、それで、そんなのできないよと私も言ったんですけれども、そういった中での経過もあるんで、やはりその辺はお互いの話の中で決めていけるような制度をつくったほうがいい

かなと思います。

だから、お答えにはなっていないと思うのですけれども、私はこれ以上言いようがないということで御勘弁いただきたいと思います。

○島野和夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

諏訪委員。

○諏訪善一良委員 ちょっとお伺いします。

この文章上の問題なんだけれども、まず、上段のほうで、後のほうになりまして、事実婚を選ぶ夫婦は現実ですということに対する説明、改姓によって築き上げてきたキャリアが中断されたり、不便に堪えながら事実婚を選ぶ夫婦が現実ですということなんです、この現状を先に御説明願いますか。一つですね。

それから、その次の、日本の戸籍制度は既に崩壊しつつありという状況を説明いただけますか。先ほどの参考人の説明では、日本の制度は世界に類を見ない制度ということで、逆に評価していたんでないでしょうかという観点からでございます。

それから、下段のほうに行きまして、夫婦同姓は結婚する際のどちらかに悲しい思いをさせているということなんです、そういう現状は実態としてはどのように示されているのでしょうか。3点お伺いをいたします。

○尾関行雄参考人 最初からもうちょっと具体的に。

○諏訪善一良委員 1番のほうは、改姓によって、上から9行目、改姓によって築き上げてきたキ

ヤリが中断されたり、不便を堪えながら事実婚を選ぶ夫婦が現実ですという実態をお示し願いたいと思います。

○島野和夫委員長 3点ですね。

尾関参考人。

○尾関行雄参考人 1点目については、私もこれ以上のことを申し上げることはできないので、ここの文章に書いてあることだと思います。

2点目の戸籍制度について、ちょっとお話しさせていただくと、この文章の中にも出しているんですけども、崩壊しているという意味は、戸籍制度というのは、筆頭者を中心に氏で固定していますよね。例えば、私は尾関だったら、尾関を中心に戸籍がつくられている。しかし、ここに言っている、要は離婚した場合、妻がその婚姻中の氏をそのまま継続できるというのは、戸籍制度からいうと、旧姓に戻るのが当たり前のもを呼称上の名前として婚姻中の氏を継続できるようにしているわけですよね。ここで一つもう崩れていますよということがあろうと思うんです。

それと、もう一つ、例として、あまりよくはない例ですけども、例えば、夫婦が離婚して、離婚後300日以内に子どもが生まれた場合は、これは夫が前夫であろう、別の男性であろうとその婚姻中の戸籍に入っちゃうわけですね。そういうことは、自分の子どもじゃない、筆頭者から見ると自分の子どもじゃないのがその戸籍に入っているという、これもやはり制度として崩れているのではないかということを考えます。

それともう一つ、例として、婚姻中に妻が今という不倫した場合、夫婦が婚姻中で、妻が不倫した場合で、子どもが産まれた場合は婚姻中の戸籍に入っちゃうんです。これも筆頭者から見れば、やはり自分の子どもではないのが自分の戸籍に入っちゃっている。そういうふうに考えると、やはり崩れつつあるのではないかという、ここの3つのことを考えてもそういうことを考えて、表現上ちょっと不適切かもしれませんが、そういう事実は現実にあるわけですから、そのように理解していただきたいと思っています。

あと、3点目は何でしたっけ、ごめんなさい。

○諏訪善一良委員 夫婦同姓は結婚する際のどちらかに悲しい思いをさせているというのですね。

○尾関行雄参考人 だから、実際問題として、やはり選択して、氏を変えないといけないという、お互いに自分の氏を名のりたい、奥さんも自分の氏を名のりたい、旦那も自分の氏を名のりたい、私のさっきの例ではないですけども、契約結婚しようかっていうのは、言葉は、その当時は、私が結局流していたんですけども、そういうことになると、お互いにうれしい結婚が、氏を選択でやっぱりちょっとお互い苦しむ結果になるのではないかと思います。

以上です。

○島野和夫委員長 諏訪委員。

○諏訪善一良委員 じゃ、一番はじめに戻りまして、この改姓によって築上げてきたキャリアが中断されたり、不便を堪えながら事実婚を選

ぶ夫婦が現実ですというんですが、その人それぞれキャリアを築いてきたことに対する評価はされるんだし、それから不便を堪えながらというんですけれども、これはそのものの実力主義の社会なのであって、事実上、事実婚を選ぶ夫婦が現実ですというけれども、これは全然別の問題ではないですかね。人格評価ですから、キャリアは。ですから、それは違うと思いますがいかがでしょうか。

それから、2つ目のほうですが、この離婚して、一応300日以内の子ども、これは社会道徳を守るための一つの歯止めとして決めたものであって、それも何らあるべき社会を示しているんであって、何の問題はないと私は思うのですが、いかがでしょうか。だからいわゆるそれが崩壊につながっているという考えにはならないと思います。

それから、3番目、この悲しい現実という、悲しい思いをさせるということも含めまして、それは当人たちの感情はあろうし、それを二人で話し合えばいいことであって、それを原因として今回の請願の趣旨には合っているとは思いません。いかがでしょうか。

○島野和夫委員長 尾関参考人。

○尾関行雄参考人 私の範囲でちょっと答えにくいですね。

以上です。

○島野和夫委員長 なかなかお答えが難しいというところで。

○諏訪善一良委員 難しい。では、一つ。

○島野和夫委員長 諏訪委員。

○諏訪善一良委員 ではちょっと視点を変えて、先ほど例として中国、韓国なんかは夫婦別姓と言っておりましたけれども、事実上、子どもさんは中国の場合は、お父さんの姓を名のりますよね、原則は。たしかさっきアメリカの例のことも言っていたと思うのですけれども、かえって逆に名前を自分のファーストネームと、あと姓と、真ん中にミドルネームって、自分のお父さんの名前を入れたりなんかしていますよね。そういうことによって、いわゆる一つの歴史というか、名前におけるね、ものが表せられているんだと思うんですよ。姓を変えることによって、それが途中で消えちゃうんじゃないかと、生かせる制度が私はこの日本の、いわゆる次に関連する戸籍制度だと思うので、現状から見ると、今の御説明のほうは、私はちょっと不十分だと思っていますので、これはもうちょっと議論をして、今の社会から見れば、もう少し議論が足りないのかなと思うのですけれども、それについてお考えを教えてください。

○島野和夫委員長 工藤紹介議員。

○工藤日出夫紹介議員 今、請願者がちょっと頭を傾けていますので、私がこの今回の請願の紹介議員を受けた一つの理由というか、いいのではないかなと思ったのは、国会の議論も迷走している傾向が印象としてありますし、地方では十分に議論がし尽されていないという背景もあるのかなと、現実問題として。

しかしながら、いずれにしてもこの選択制と

というのが私は紹介議員になった一番大きな理由なんです。決めるのは、制度ではないです。決めるのはそれぞれの当事者が決めるんですよという制度に変えていこうということが、私は請願の紹介議員になった一番大きな理由です。

先ほど、村田委員から、例外的だっていったような問題がありましたけれども、それは例外的だという言葉を使うのは、まさに日本独特の考え方であって、本来は例外的なものではなくて、極めて当事者間の話、問題であるとすれば、それはまさに選択制でいいのではないのかと。むしろ今、選択する余地がないというところに新しい時代に向かった中でいろいろな問題が生じているんだろうなという気がいたしております。

それと、家制度と家族の絆が壊れるんではないかという文面があって、これにてついては、私は狭い意味でいえば、日本の家制度というのは、いわゆる血族ですよ。血族を中心としたような流れの中で、だから相続も全部血族ですよ、基本的には。だから、そういうものと血族を中心とした家制度と、いわゆるファミリーといわれている家族との間には、必ずしも一致点はないのではないかというのが、諸外国の考え方だと思うんです。

したがって、コミュニティという概念はそこから生まれてきているから、なかなか日本にコミュニティがなかなか普及されていかないというのは、私は一つはここにあるのではないかと。

アメリカの社会学者がコミュニティについて

調査した結果、日本コミュニティの進めていく上と、アメリカ辺りのコミュニティを進めていく上で、何が一番大きな違いがあるかということ、家族に対する概念が違っていると、日本は家族というのはどちらかというと要すると血族、血のつながりがあるかというのが第一である。しかし、アメリカはそうではなくて、一緒に暮らしているかどうかというのが家族の概念であると。この違いというのは、結局やっぱり大きな問題を生じる、やっぱり起こらせているのかなと私は思います。

先ほど、諏訪委員からキャリアが中断されていくということについての御質疑があって、十分請願人の説明に御納得いただけなかったようでもありますけれども、やはり結婚することによって、氏が変わり、そのことによってキャリアが中断されていくのではという一つの中には、やはり日本の結婚というのは、女性が家に入るというような長い間のそういう文化的な要素もあるじゃないですか。そうではなくて、やっぱりそのキャリアは、だから先ほど諏訪委員もありましたけれども、ファーストネームがもっと日本の社会の中に一般論として普及していけば、氏が変わるか変わらないかという問題よりは、何々さんが長い間培ってきたものが結婚してもそのままその人なんですよってというのが、割とイメージと一致してなるかもしれないけれども、やっぱり苗字が変わることによって、今までのキャリアとの間の一定の断層が生まれてくるというのは、私は現実の問題としてあるよう

な気がいたします。

だから、そういうような結婚に対する考え方も変わっていくでしょうし、いわゆる家族の在り方についても、もう既に変わっているわけだけれども、制度としてのいわゆる成り立ちが僕はやっぱり国際社会の国際標準の中でいうと、まだ日本は少し遅れているのかなと。

先ほど、加藤委員から、長い間の伝統的な文化は大事にするべきではないかと、全くそのとおりでございます。しかし、大事にするということと、国際社会の中で理解をいただけるということとはまた違った形のものでありますから、我々が持ってきた長い間の伝統文化が国際社会の中で通用するかしないかというのが、やっぱり一つ大きな条件があるんだと。

今回、森元総理が、あれは日本人の普通の感覚でいったら、それほど大きな問題ではないのではないかと、私なんかも特に最初はね、しかし、物すごいハレーションが起きちゃって、結局ああいう状態まで行くというというのが今のやっぱり、オリンピックのように国際社会の中で、やっていくという大きなイベントであればなおのことやっぱり日本の通常の文化だけでは理解は得られないというような時代背景があるのではないかと。

東京オリンピックの第1回目の時代と、第2回目の時代の社会背景は、国際社会で背景が全く違ってきているんだということに、我々自身がやっぱり気がつくべきだったんじゃないかなと思うんです。

今回は、先ほど申し上げましたように、つまり選択制というこの大きなカテゴリーの中で、ぜひ考えていただいて、最終的には民法を改正しない限りはできないわけですから、1日も早くその問題について、国会でもって議論をしていただいて、一定の方向性を出してもらいたいという意味では、時期的には、私は決して遅いわけではないし、今、ここで我々がじゃこれを待って何年か検討し直して意見書を出そうと言っているような状況でもないのではないかと。

私は、やっぱり出せるものであるならば、1日も早く出していただいて、国会の議論活発化させていただいて、そしてこれが国の政策方針として、法改正が必要であるならば、法改正していただきたいというようなことで、今回、紹介議員を受けさせていただきましたので、ぜひ皆さん方にも御理解をしていただいて、何とか採択していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○島野和夫委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時59分

○島野和夫委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

諏訪委員。

○諏訪善一良委員 私は今の議論を聞いておりまして、まだ皆さんの意見も、それからあと参考人さんの意見も十分に出し尽くされていないと思いますので、できれば継続の審査にしていた

だきたいということを提案いたします。
と思います。

○島野和夫委員長 ただいま諏訪委員から継続審査の要望が出されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時04分

○島野和夫委員長 では、休憩を解いて再開します。

諏訪委員。

○諏訪善一良委員 私も、請願人の今までも努力も多くされているようですから、そこを多いたしまして、一応採決で結構でございます。

○島野和夫委員長 それでは、ほかに質疑はありませんか。

滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 一番最初に、村田委員から、質疑があった件なんですけれども、先ほど工藤紹介議員のほうからは、このことについて言及されているんですけれども、今回、選択制夫婦別姓制度ということで請願されてきていますけれども、法務省では、今、民法改正で先ほど言われた例外的夫婦別姓と両睨みで検討されているんですけれども、ここを例外的ではなく、選択制として請願されてきた、そのところの請願人の思いをお聞かせください。

○島野和夫委員長 尾関参考人。

○尾関行雄参考人 私の出している趣旨は、あくまでも夫婦の選択制によって夫婦別姓を実現していただきたいというのが趣旨であります。通

称名云々という呼称上の氏云々ということの考えは持っていません。

○島野和夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 いや、通称とか、そういうことではなくて、選択制で認めるか、今ある民法の例外として夫婦別姓を認めるか、選択制としたこと、例外的夫婦別姓、この例外的と選択制というところで、今回、選択制ということで請願の件名をしてきているんですけれども、その辺の選択制と例外的、その辺の思いです。

○島野和夫委員長 尾関参考人。

○尾関行雄参考人 あくまでも選択制ということで考えていただきたいと思います。夫婦二人で選択していただくという。

○島野和夫委員長 どうもかみ合わないみたいですから、

じゃ、紹介議員、補足お願いします。

工藤紹介議員。

○工藤日出夫紹介議員 今の件で、私はあまり正直言って詳しくなかったんです、このことについて。紹介議員を頼まれて、前に、実を言うと12月議会で意見書を出してくださいと言われた。私は、意見書をいきなり出すといっても難しいので、請願にしたらどうですかって、今回、請願で出すということだったものですから、それじゃ紹介議員を受けましょうと。

その中で、やっぱり先ほど申し上げましたように、今回のこの中でいうと、やっぱり私は選択制というところが、一つの肝というか、だったと。それはなぜかという、やっぱり選択制

というのは当事者が主体的に判断できる。

しかし、先ほど、村田委員の説明にありましたように、例外的規定であれば誰かが、ほかの人が認めるだろうと、例外ですから、これは例外ですよ、ジャッジをするのが自分なのか、他人なのかという意味でいえば、やはり主体的に自分で認め合うということのほうが、今日的ではないのかなという意味で、私はやっぱり選択制が今日的ではないのかなと思って、じゃやりますかという話をさせていただきましたので、そのところはぜひ御理解いただきたいと思います。

○島野和夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[発言する人なし]

○島野和夫委員長 ないようですので、質疑を結びたいします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時08分

○島野和夫委員長 休憩を解いて再開いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

はじめに、反対討論を許可いたします。

次に、賛成討論を許可いたします。

湯沢委員。

○湯沢美恵委員 「選択制夫婦別姓制度の法制化に関する意見書」の提出を求める請願について、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

請願人の説明にもございましたし、あくまでも本人同士が決める選択制を望んでいるということです。これは、通称を使いたい方、あるいは別姓じゃなく、あくまでも同姓を望んでいる方に対してまで、全て別姓を名のれということをお願いしているわけではありません。婚姻する本人同士自身が選べるということについて、担保することだと思います。

国におきましても、先ほど例外的夫婦別姓についての質疑もありましたが、流れはできていく状況がありますが、まだまだ国会における議論が足りていないというのが現実だと思います。

民法改正は国の仕事です。それを地方自治体として、流れがあるのであれば、後押しをしていくということが必要ではないかと思うところから、この請願については賛成させていただき、しっかりとした意見書を提出したいと思うことから、賛成討論といたします。

○島野和夫委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○島野和夫委員長 はじめに反対討論許可いたします。

次に、賛成討論許可いたします。

村田委員。

○村田裕子副委員長 私も、選択制夫婦別姓については賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、キャリアの中断ということで、具体的事例というところがあまり出てこなかったんですけれども、例えば、営業実績とか、発表し

た論文、特許取得したものなど、そういった実績とか、取得したものが、同一人と認識されないおそれがあるということをおそれてやむなく事実婚を選択するとか、または離婚の際に、復氏することができないなど、女性の社会進出とともに強制的夫婦同姓での弊害が顕著となっています。

さらに、1988年2月16日の最高裁判決では、氏名は社会的に見れば、個人を他人から識別し、特定する機能を有するものであるが、同時にその個人から見れば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきであると示されていることから、個人の人格権を尊重する及び多様性を認める選択的夫婦別姓は必要であると考えます。

以上のことから、賛成討論とさせていただきます。

○島野和夫委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○島野和夫委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議請第1号 「選択制夫婦別姓制度の法制化に関する意見書」の提出を求める請願について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○島野和夫委員長 挙手全員です。

よって、本請願は採択すべきものと決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時25分といたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時25分

○島野和夫委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

日程第2、議請第2号 「婚外子差別撤廃の為戸籍法改正を求める意見書」の提出を求める請願については、紹介議員として工藤日出夫議員、参考人として請願者の尾関行雄氏より、審査の必要から説明を聞きたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○島野和夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、以上の紹介議員並びに参考人より説明を聞くことに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○島野和夫委員長 休憩を解いて再開いたします。

日程第2、議請第2号 「婚外子差別撤廃の為戸籍法改正を求める意見書」の提出を求める請願の審査を行います。

本請願については、紹介議員であります工藤日出夫議員より、請願趣旨などについて御説明をいただきたいと思います。

はじめに、紹介議員に趣旨説明を求めます。

工藤委員。

〔紹介議員 趣旨説明〕

○島野和夫委員長 以上で紹介議員の趣旨説明が

終わりました。

参考人より意見陳述したい旨の申出がありました。10分以内でこれを許可いたします。

尾関参考人。

○尾関行雄参考人 ありがとうございます。

1点だけ追加説明させていただきたいんですけども、戸籍の記載の中で、実父母と養父母との続柄の廃止を求めています。これによって性別が分からなくなる可能性がありますので、性別欄を新たに新設することになります。今、役所の書類から性別、要は男女の廃止とか、削除する傾向に逆行することになるかもしれませんが、戸籍の中で、今は名前だけで性別が分かるような名前をつけられていないという現実がありますので、改めてそこを、男なのか、女なのか分かるように、性別欄を新設することを求めたいと思います。

以上です。

○島野和夫委員長 続いて、質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

湯沢委員。

○湯沢美恵委員 今回は、婚外子差別撤廃のための戸籍法改正を求める意見書の提出ということなんですけれども、請願の趣旨としては、あくまでも嫡出子とそうでない子どもの差別があることから、これを戸籍から排除してほしいというところが主眼であって、例えば、今児童虐待の問題が物すごく叫ばれている中で、里親制度であるとか、養父母などを求める声広がっている中で、そこら辺りについては、全くそのま

までいいという考え方もあるのかどうか、その辺りも本来だったら変えるべきなのかどうかというところについては、請願人は考えているのかどうか。あくまでも請願の中に書かれているところの部分だけの撤廃ということによろしいのかどうか。

○島野和夫委員長 尾関参考人。

○尾関行雄参考人 里親制度については、特別養子縁組制度というのがございます。それも、年齢を引き下げようという動きが結構あるように聞き及んでいますけれども、とりあえず、私が言っていることは、婚外子だけしか考えていません。この請願の趣旨からいうと。ですから、里親制度云々についてまでどうのこうの言うつもりはありませんし、要は、続柄欄だけでも変更できるのであれば、それでいいんじゃないかなと思います。

それで、ここでいっているんですけども、2005年に「男」・「女」から「長女」・「長男」に変わったことによって、2005年以後は全てそのように「長女」・「長男」に届出できるんですけれども、それ以前に生まれた子どもについては、親とか、本人からの申出によって戸籍の続柄の欄を訂正しているというのが現実です。

以上です。

○島野和夫委員長 湯沢委員。

○湯沢美恵委員 分かりました。

それでは、嫡出子とそうでない子の区別自体が子どもへの差別であるとして法改正が進んでいると文章の中に書かれています。どんな方向

に進んでいるのか、現状についてお聞かせください。

○島野和夫委員長 尾関参考人。

○尾関行雄参考人 私は、その現状がどういう状況になっているのかは、ちょっと何とも言えない、分かりません。

○島野和夫委員長 湯沢委員。

○湯沢美恵委員 すみません、私のほうが勉強不足で、そこは調べてみますとしか言いようがないんですけれども。

紹介議員のほうで分かれば、教えたいだければと思うんですが、いかがでしょうか。

○島野和夫委員長 工藤紹介議員。

○工藤日出夫委員 ただいまの湯沢議員の質疑に、請願者がお答えできないということのようでしたけれども、私もそのところについての認識は持っておりませんので、この場でお答えすることはできない。

○島野和夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 これは請願事項だから、あれなんですけれども、1番のところの「嫡出子を嫡出でない子」、これは「を」じゃなくて「と」じゃないんですかね。

〔「そうですね、ごめんなさい」と言う人あり〕

○島野和夫委員長 工藤紹介議員。

○工藤日出夫委員 請願趣旨の文面からいって、請願事項の届出の削除する部分については、「嫡出子を嫡出でない子」の別の記載欄を廃止

するというのは、これは「嫡出子と嫡出でない子」というようなことじゃないかと思うんですけれども、暫時休憩していただいて、村田委員に確認していただきたいと思います。

○滝瀬光一委員 そうだよ、これは「を」じゃなくて「と」だよ。

○島野和夫委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○島野和夫委員長 休憩を解いて再開いたします。
滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 今回、件名が婚外子差別撤廃のためということで、戸籍法改正を求めているわけなんですけれども、請願趣旨の中にありますように、相続が発生した場合に、嫡出子と嫡出でない子の間で、法定相続分が嫡出でない子は嫡出子の2分の1という形で差がつけられておりましたけれども、その部分については見直されて、それぞれの立場における格差が解消されたわけなんですけれども、それ以外に請願人はどういったところに差別があると認識された上で、今回の戸籍法改正を請願されたのか。その部分についてお聞かせください。

○島野和夫委員長 尾関参考人。

○尾関行雄参考人 確かに相続については解消されたと思います。あと、世間一般、世の中でもややまだ嫡出子、嫡出じゃない子という言葉がある以上、そういった差別というものが出てきているというのが現実だと思いますし、それを撤廃するには、この言葉自体から直していかな

いとならない。要は、出生届が戸籍の記載の上で役所から出す書類、届出をするものの書類の中からそういった差別につながる表現は撤廃していただきたいと考えています。

○島野和夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 請願事項の2つ目なんですけれども、先ほど参考人のお話の中で、性別欄について言及されておりましたけれども、性別欄を設けるといふところについて、もう一度御説明いただければと思います。

戸籍で実父母・養父母の続柄欄を廃止するというのは理解できるんですけれども、それに代えて性別欄を設けるといふところ、その辺について。

○島野和夫委員長 尾関参考人。

○尾関行雄参考人 先ほども追加で説明させていただいたんですけれども、もしそういう性別欄を設けないと、戸籍の上で男なのか、女なのかが分からないと思うんです。今名前で、例えば、操にしたって、男の名前なのか、女の名前か、分からないという現実があると思うんですけれども、そういった意味で、新たに性別欄を設けるのも仕方がないんじゃないかなという感じがします。

役所の書類から、大体性別がなくなっているという現実、なくしてほしいという要求もありますし、なくしている状況もありますので、そういったものとちょっと逆行しちゃうんですけれども、戸籍制度というか、戸籍の中で証明で

きる範囲の中で性別が分からないというのも困るかなと思いますので、そういった性別欄を設けても仕方がないんじゃないかなという趣旨です。

○島野和夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 もちろん、これは続柄欄を削除されるということなので、確かに男・女の区別が明らかでなくなっちゃうわけなんですけれども、その続柄欄を廃止してまで性別欄を設ける必要性について、戸籍の実父母・養父母というところを区別をなくして、続柄だけの記載というのは可能ではないのかどうなのか、その辺含めて。

○島野和夫委員長 尾関参考人。

○尾関行雄参考人 何て言っているんですかね、現実的に……

〔「暫時休憩してください」と言う人あり〕

○島野和夫委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時18分

○島野和夫委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○島野和夫委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時19分

○島野和夫委員長 休憩を解いて再開いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○島野和夫委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議請第2号 「婚外子差別撤廃の為戸籍法改正を求める意見書」の提出を求める請願について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○島野和夫委員長 挙手全員です。

よって、本請願は採択すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時29分

○島野和夫委員長 休憩を解いて再開いたします。

日程第3、議案第15号 北本市手数料条例の一部改正についての審査を行います。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

湯沢委員。

○湯沢美恵委員 今回の手数料条例の改正によって、300から500平方メートルの住宅外についての手数料が変わるといような説明をいただいたんですけども、議案調査の中でも、1年に1回あるかないかのような説明をいただいたんですけども、具体例として、住宅ではないという説明をいただいた。例えば、どんな建物な

のかという具体例を挙げていただければと思います。

○島野和夫委員長 奥貫課長。

○奥貫健司建築開発課長 北本市の案件は小さい建物ですので、木造平屋で500平方メートル未満、例えば400平方メートルの事務所だとか、診療所とか、そういうものが該当するかなというところで、今年度そういう確認が、診療所の確認申請があった経緯がございます。

以上です。

○島野和夫委員長 湯沢委員。

○湯沢美恵委員 今回建築物のエネルギー消費性の向上に関する法律に関わる部分では、チェック項目としては具体的にどんなものなのか。その辺りについての説明をください。

○島野和夫委員長 奥貫課長。

○奥貫健司建築開発課長 今回適合するか否かのチェックにおきまして、一次エネルギー消費量をチェックするということなんですけれども、一次エネルギー消費量が何かといいますと、冷暖房設備の一次エネルギー消費量、換気設備だとか、その他照明設備、給湯設備、それらの一次エネルギー消費量が基準値以下であるということをもって適合するということになります。

以上です。

○島野和夫委員長 湯沢委員。

○湯沢美恵委員 そうすると、先ほど例として、木造平屋でみたいな説明をいただきましたけれども、エネルギーを消費するのに最適な、今は様々な建材も含めて出ていますけれども、そう

いったものを使っているとか使っていないというのは、全く加味されないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○島野和夫委員長 奥貫課長。

○奥貫健司建築開発課長 今回は一次エネルギー消費量だけをもって適合性の判定をするということですので、建物の性能、外皮という性能があるんですけども、そういうものについてのチェックはございません。

以上です。

○島野和夫委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○島野和夫委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○島野和夫委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第15号 北本市手数料条例の一部改正について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○島野和夫委員長 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、日程第4、議案第16号 市道の路線の認定についての審査を行います。

質疑のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○島野和夫委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○島野和夫委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第16号 市道の路線の認定について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○島野和夫委員長 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後1時00分

○島野和夫委員長 休憩を解いて再開いたします。

日程第5、議請第3号 「核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書」の国会提出を求める請願については、紹介議員として湯沢美恵議員、参考人として請願者の柳葉子氏及び杉田仙太郎氏より審査の必要から説明を聞きたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○島野和夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、以上の紹介議員並びに参考人より説明を聞くことに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時03分

○島野和夫委員長 休憩を解いて再開いたします。

委員並びに説明者の皆様に、発言に当たっての注意事項を御連絡いたします。

本委員会において発言される際には、マイク手前のスイッチを押し、マイクの先を御自分のほうに向けられてから御発言をいただきますよう、よろしく願いいたします。

日程第5、議請第3号 「核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書」の国会提出を求める請願の審査を行います。

本請願については、紹介議員であります湯沢美恵議員より、請願趣旨などについて御説明をいただきたいと思っております。

はじめに、紹介議員に趣旨説明を求めます。

湯沢議員。

〔紹介議員 趣旨説明〕

○島野和夫委員長 以上で、紹介議員の趣旨説明が終わりました。

参考人より、意見陳述したい旨の申出がありました。

10分以内でこれを許可いたします。

柳参考人。

○柳 葉子参考人 失礼いたします。

以前、被爆者の方の講演で、5歳のお孫さんが小児がんになられたと、それは自分のせいではないかと大変重く心苦しいということをお話がありました。被爆者の方は、今もなおいわれ

のない偏見や差別、後遺症、次世代の不安と大変苦しい思いをされています。二度とこのような思いを全世界のどなたにでも味あわせることはできません。

今、世界に核兵器は1万3,000発以上あると言われていています。偶発的でも意図的でも、核兵器が存在する限り、使用される可能性はあります。この危険を回避するには、核兵器の廃絶しかありません。昨年1月、原子力科学者会報で、終末時計が地球滅亡まであと100秒と発表されました。この時計の針を一秒たりとももう先に進めるわけにはまいりません。

私たち新日本婦人の会は、核兵器・核戦争から女性と子どもの命を守るという言葉の下に、平和活動をしてまいりました。被爆者の方が始められました被爆者国際署名にも、真剣に取り組んでまいりました。この5年間、核のない世界をの願いを込めて、国連のほうに届けてまいりました。昨年12月末で、その累計は全世界からで1,370万2,345と報告されております。アメリカ、ロシア、フランス、イギリスなど核保有国からも同じ思いが届いております。おとし訪日されましたローマ教皇も、核兵器は神と人類へのテロ行為だとおっしゃいました。この署名が後押ししてできました核兵器を全面的に禁止する条約も、人類にとって必要な条約だと歓迎されております。ここに唯一被爆国である日本が署名・批准して、また新たな一步を踏み出してくれたら、どんなにすばらしいことでしょう。それが、被爆国として日本の役割ではな

いかと思います。

以前、ごめんなさい、こちらの請願趣旨にも書いてありましたように、北本市は世界連邦平和都市宣言、北本市非核平和都市宣言を全会一致で決議されたと、市長さんからの御挨拶でもありました。私たち北本市民としては、大変誇りに思います。ぜひこの核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書も、採択していただけるようお願い申し上げます。

核兵器は、最大の自然環境破壊です。放射線に国境も境界線もございません。未来の子どもたちに緑の地球を残してあげたいと願うならば、どうぞこの意見書を国のほうへ提出していただけるよう重ねてお願い申し上げます。

以上でございます。

○島野和夫委員長 続いて、質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

工藤委員。

○工藤日出夫委員 請願者の参考人の皆様には、大変お疲れさまでございます。

今、いろいろと御説明をしていただきまして、私なりに疑問点をいくつかございますので、質疑をさせていただきます。

核の平和利用か軍事利用かというような論争については、これまでも長い間されているんだろうと思うんです。ただ現実には、理想と現実の中で、なかなかこの問題の結論が見だしにくい中で、今回、核兵器禁止条例が国連で採択されたという画期的な出来事がありました。

この請願文書の中にあることについて、何点

かお尋ねをいたします。

私、あまりこのことに知見がないので、基本的なところですけども、今回のこの核兵器禁止条約の中身は、保有することを禁止したのか、それとも使用することを禁止しているのか、両方を禁止しているのかということについて、まずお尋ねしたいと思います。

○島野和夫委員長 それじゃ、杉田参考人。

○杉田仙太郎参考人 杉田です。

この核兵器禁止条約は、保有することも使用することも禁止とうたわれております。さらに、核兵器を使って威嚇するというのも禁止と。それから、さらに他国に移動すること、あるいは自分の国は持っていないけれども、他国から運び込まれたというようなことを容認することさえも、禁止とうたわれております。つまり、全面的に核兵器が使用できる状態について禁止されていると理解していただいているのではないかなと思います。

以上です。

○島野和夫委員長 工藤委員。

○工藤日出夫委員 ありがとうございます。

そういう条約であるということを踏まえて、また質疑させていただきます。

核兵器のない世界の実現のために平和運動を続けてきていらっしゃるという、大変そのことも報道等で私も理解を示しているところであります。

この請願趣旨の真ん中よりちょっと下のところに、「自国の『安全保障』を理由に核兵器を

持ち続けることは正当化できにくくなります。」という文章があります。核兵器のない世界の実現のために平和運動続けていながら、なおかつ、我々は特に被爆したというとても重要な重たい経験をしているわけですが、自国の安全保障を理由に核兵器を持ち続けることは正当化できないというところの兼ね合いでいえば、少なくとも私が認識している状況の中でいえば、我々日本は、少なくともアメリカの核の傘の中であって、その核の抑止力をもって我々は少なくとも他国からの侵略を受けることなく、平和で暮らしているんじゃないかといったような論評も聞こえてくるわけですね。

もし、そういうことに対しては、請願者の人たちはどのようなお考えを持たれているのかということが1点と、日本の政府は、私が知る限りにおいては、多分日米軍事同盟の中におけるいわゆるアメリカの核の傘の中に日本がいることによって、平和が維持されているんだというようなことをおっしゃる政治家も結構多いといえば、保有国と非保有国との分断をするものというふうに日本国政府は話しているわけですが、これは具体的にはどういうことを指しているかと請願者は理解をした上で、このような請願趣旨の文書になられたのか、その2点をお尋ねしたいと思います。

○島野和夫委員長 杉田参考人。

○杉田仙太郎参考人 アメリカの核の傘の下にあると一般的に言われていると工藤委員もおっしゃいました。ですが、本当にその核の傘という

ものがあって、しかも、それで日本が安全が守られていると言えるのだろうか、私は疑問に思うんですね。

核兵器を日本は持っていないけれどもアメリカが持っていて、もし、いざとなったら、そのアメリカの持っている核兵器で日本が守られていると、そういう論評がずっと続いてきたんですけれども、私はこの核兵器禁止条約というのは、核兵器と表現すると、あまり痛みを感じないんですけれども、言い換えれば原子爆弾、原爆ですよ。原子爆弾というと、あの広島や長崎に落とされたときのあの惨状を我々は写真や映像で見て、こんなひどい兵器なんだと、爆弾なんだということをイメージできるわけですよ。あんなことになる破壊力のすごい兵器、今はあのとときの何倍ものもって破壊力あるんだと思うんですけれども、そういう兵器をもって平和を守るといって、本当にそれ言えるのだろうか、私は疑問に思っているんですね。

普通に考えて、普通の人間であれば、あんなふうに破壊力があり、何十年も後まで人々を苦しめ続けるような兵器、それを持っていて安全を守るぞって、何かおかしくないですかというふうに、私は思います。そういう点でいうと、むしろ持たないほうが安全なんではないかというふうに、逆に考えるわけですよ。

そのことを通して、私たちは安全を守るといっては、憲法にもそう書いてあるわけです。我々の安全保障の考え方、憲法に基づきますと、平和を求める諸国民の公正と信義に信頼をして、

そこで我々の安全を守ろうと決意したというのが、日本国憲法前文の中ほどに書いてあります。どの国もみんな平和であることを願っているわけですよ。戦争したいと思っている国はないと、そのことを信頼をして、それで安全を保つということは、お互い国同士仲よくし、文化の交流も、スポーツの交流も、経済交流もしながら仲よくしていくことで、戦争のない世界を築いていこうという、その理念が、日本国憲法の理念で、核の傘みたいなそういう武器を持っていて、隠しておいて、いざとなったらこれ使うぞというような、そういう態度で私たちの安全を守るというふうには、私自身も、それから多くの国民も考えていない。むしろ、こういう兵器をなくしていくことこそ、安全を守ることになるんじゃないかなというふうに考えます。

そういう点でいうと、保有国と非保有国との間の溝みたいなものについても、そここのところの論議をやっぱりどの国の誰でもやっぱり平和を望んでいる、戦争は望んでいないということに信頼をして、その溝を埋めていく努力というのを、時間はかかるとは思いますがけれども続けていくというのが、私たちのやるべきことではないかなと考えております。

以上です。

[発言する人あり]

○杉田仙太郎参考人 それは、今の日本の政府の言い分がそうだということ。

○島野和夫委員長 工藤委員。

○工藤日出夫委員 私も、よく使えない兵器使わ

ない兵器というような暗黙の了解があるような、そんなことに言われていることは、よって……。

核兵器は、使わない兵器、または使えない兵器、持っているだけで抑止力になっているといったようなことを言う方もいらっしゃいます。実際に、核を持っている国は、今、10か国にも満たないのかな、世界中でいうと。その僅かな国の抑止力のために、多くの国がこの核兵器に対するある意味恐れのような状況の中にあるとすれば、これはやっぱり世界から、地球から核兵器をなくするということは、極めて合理的な考え方なんだろうと思います。

現実に核兵器が、どこかの国が、仮に隣のほうの国がどこかの国を、核兵器を持っている国を核兵器で攻撃したとしたら、間違いなく攻撃されたほうは、自分の持っている核兵器で反撃すると思うんです。ということは、核戦争というのは、局地戦にはならなくて、結局最終的には地球全体を破壊してしまうだけの破壊力のある兵器ですから、俗にいう使えない兵器のような形に今なっているんだろうと思うんですね。

そういう意味でいえば、私は持つ必要のない兵器なんだろうというような考えに、日常的にはそういうふうに考えているわけですがけれども。仮に請願者の方たちが、仮に日本は今核兵器持っていないんですけれども、仮にその日米同盟の中で持っているアメリカの核兵器に頼ることなく、我が国の平和というのかな、戦争をしなくてきちんとした国際社会の中において、一定

の位置を保っていくためには、今一番私たちの国にとって何が必要なのかなということについては、どのようなお考えになるのかお聞かせいただきたいと思います。

○杉田仙太郎参考人 最後のほうの質問の趣旨を、最後のほうもう一回ちょっとよく。

○工藤日出夫委員 最後。最後のところだけでいいんです。仮に日米同盟の中で、今、日本が日米同盟の中で、アメリカの核の傘にいることによって平和が保たれているというようなことが言われていますよね。それが、仮に事実だとしたら、核に頼らないで、日本の位置をきちんと世界の国際社会の中で我が国の位置付けをきちんとしながら進めて、国際社会の中で自立して進めていくためには、どのようなことが必要だとお考えになられていますか。

○島野和夫委員長 杉田参考人。

○杉田仙太郎参考人 これは、私個人の考えですけども、日本が世界から日本という国は戦争しない国だと、平和を強く望んでいる国だというような信頼を勝ち取るということが、平和を守っていく一番の力ではないかなと思うんですね。アフガニスタンであるとか、イラクであるとか、日本人が平和的に様々なその国の支援活動を行ってきました。この間、狙撃されて亡くなった中村さんなんか、日本人がこうやって私たちの国のために尽くしてくれていると、だから日本は仲間なんだというようなその国の評価を得るということが、国と国との間の紛争を武力にしないで解決していく、平和を保ってい

くという、最も大きな力だと思いますし、そのことは、先ほど申し上げましたように、日本国憲法の本質でもあると思います。それで答えになっているでしょうか。

○島野和夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

加藤委員。

○加藤勝明委員 私は、大変平和の時代に生まれ育って、平和にどっぷりつかっている人間ですから、日本という国で。でも、生まれたときは、戦争の真ただ中だったんです。でも、それは記憶には全くないわけですよ。日本の今のこの平和は、戦争に負けたがためにもらえた平和なのかなと思っているんです。これは勝っていたら、もっと戦いをしていたのかなと。

それで、今、アフガンだ何だ、言葉が出ましたけれども、世界は日本が求めているような世界なのかなと思うんですよ。世界中は紛争ですよ。それらを見たときに、今、核抑止力があるから、何とかこの世界が現状を保っているのだけれども、これ、なくなったら、また戦争が起きてしまうのではないかなという懸念があるんですけれども、皆さんはどうですか。そういう、今みんなが平和過ぎていて、それに言いたいことも言えるし、食べるものも生活も全てが満足しているんだと思うんです。これ以上の望みをしたら、わがままなんだと思うんですよ。だけど、それは皆さんが言うように、何にも、戦いも何もない世界が来れば、こんないいことないんですけれども、それって、あり得ること

かなって。あり得ると思いますか。

○島野和夫委員長 どなたに。

○加藤勝明委員 いや、お二人さん。それぞれ、
請願者のあれですから。請願者の方たちは考え
てくれているのだらうと思いますけれども。

○島野和夫委員長 どうでしょうか。

杉田参考人。

○杉田仙太郎参考人 やっぱりそういう議論をい
ろいろと尽くしながら、私たちの平和な世界を
前へ進めていくということが、大事だろーと思
うんです。いろんな意見の方いらっしやと思
うんですね。ですけども、先ほども申し上げ
ましたけれども、核兵器という兵器があんな非
人道的な兵器だと、あんな惨状をつくり出す、
一発破裂しただけであんな惨状をつくり出すと
いう兵器、それを自分の懐に持っていて、平和
が大切だって本当に言えるんだらうかって、私
は言えないと思うんです。だけれども、核兵器は
平和のために必要だって、もしおっしゃる人が
いるのであれば、それは何か別の思惑があつて
言っているのではないかなと、私たちはその勘
ぐってしまうと私自身も考えてきて、何らかの
経緯というか、そういうものがバックにあるの
かなと思うんです。

これ、例としてびたっと合うかどうか分から
ないんですけども、日本という国は、銃だど
か、そういうものを持ちちゃいけない銃刀法と
いう法律があつて、拳銃持ちちゃいけないわけ
ですよ。アメリカは銃社会で、国民の大多数
が銃を持っていると。アメリカ人にとって自分

が銃を持たなければ、何かのときに相手から銃
で攻撃されたときに身を守れないから、自分は
銃を持つんだという正当論が成り立つんですが、
日本はそういうものを持ちちゃいけないという
法律の下に生活をしているわけですよ。それ
が実現しているわけじゃないですか。武器を持
たないということで、平和が保たれるというの
は、日本のその銃社会ではないという世界と、
アメリカ等の銃社会というものを比べてみた
ときに、やっぱりみんなが合意して、これでい
こうよとなるのであれば、それは実現すると私は
考えています。

○島野和夫委員長 加藤委員。

○加藤勝明委員 柳さんからお答えもらえませ
んけれども、杉田さん、確かにそうなんですよ。
でも、日本で住んでいけば、銃も要らないし何
も要らないんです。平和なんです。ところが、
アメリカで育った人間は、銃がなければ平和は
ないと思っているんです。それは、先ほど言わ
れたように、それぞれの考えと、それぞれの育
ちなんです。文化なんです。だから、それを世
界に向けて核兵器をなくせって言ってみても、
絶対になくならないと私思うんですよ。世界
中が一つの考えになって、みんなが、地球上の皆
さんが核兵器をなくそうねって、国連で全部が
そうなればなくなるとは思いますけれども、現に
世界には相当の、先ほどどなたか言ったように、
核弾頭があれば何もあるんですけども、核兵
器ばかりじゃないんです。日本にも核はあるん
です。原子炉がそうですから。

ということは、まずそこに脅威があるわけです。この前の大震災でも、間もなく来ますけれども、3.11に来ますけれども、そのとき、10年前に、あれだけのことをしちゃったわけですよ、小さなものが。だから、それだけの脅威は、皆さん知っているんですよ。知っているんだけど、それがなくなったときに、武器としてなくなったときに、そんな平和は大変望んでいまして、まず、世界が一遍に武器をなくそうねということになりますか。日本は、私は世界でそれだけの話が進んでいくには、まだまだ物すごい時間が必要だと思うんですよ。

その一環として、杉田さんたちは、これ批准しろと言ってくれているわけですがけれども、私も、それは今の段階ではかなり難しさはあるんじゃないかなと。ただ、声を上げて言うことはいいことだと思っていますけれども。

○島野和夫委員長 柳参考人。

○柳 葉子参考人 ちょっと詳しい数字は忘れましたが、アメリカの例の若い人へのアンケートで、30代ぐらいまでですかね。考え方が変わってきていると。核兵器は必要ないというパーセンテージ60%でしたか、何かそういう数字が出て、アメリカでも核に対する考えが変化しているという記事を読みました。やっぱり核兵器は、核兵器を生んでいくしかないんじゃないかなと思うんですよ。記事なんか見ても、使いやすい小型核兵器の開発とか、そういう記事を読んだりしますと、絶対使っちゃいけないのに、使いやすい核兵器ってあり得ないんじゃない

ないかって、本当に心から思います。

今、こういうコロナ禍の時代ですよ。こんなに軍備では人の命を救えないというのが、明らかになってきたんじゃないでしょうか。軍備、兵器とかにお金をかけるよりも、医療とかそういった研究にお金をかけて、世界で動いていかなければいけないんじゃないでしょうか。考えまともりませんけれども。

○島野和夫委員長 加藤委員。

○加藤勝明委員 私も、その気持ちはよく分かります。全てに戦いがなくて、自由に皆さんが平和を楽しんでくれればいいなという社会が来ればいいなと思います。

現に、もう尖閣でも中国に攻められています。尖閣諸島って分かりますよね。私たち今度北本市も、宮古島と交流関係をつくろうよって、私は提案していますけれども、宮古島のすぐそばが尖閣諸島なんです。その海でさえも、中国からいろいろいろいろな面で圧力かけられています。それを見たって、皆さんが思っているような、簡単に気持ちの上ではそういうことはいっぱい誰しもが思うし、若い人は特にそういうところにまだ経験していませんから、幾らでもそちらに走っていけると思うんですよ。でも、じゃ、若い人たちが年を取ったときに、そういう社会をつくれますかといったら、必ず年とともに世界を知って、自分だけの考えでは平和は求められないんだというのが、感じてくると思うんですよ。誰しもが思っていることは、自分のことなんです。自分が平和で、戦いのない

世界が欲しいなと思っっていると思うんです。

でも、やっぱり抑止力というのは必要だなんて私、思うんですが、皆さんには必要ないという、批准しなさいということをおっしゃるんですけども。まだ、世界は核で抑えられて、その核を持っている国が一つも批准しないんですよ。していないんですよ。日本がそうしてほしいといっても、今、私たちはその傘下、アメリカの傘の下にいる限りは、それも言えない立場であると思っっていますけれども、どう思っっていますか、皆さんは。

○島野和夫委員長 杉田参考人。

○杉田仙太郎参考人 今回の請願のこの時期というのは、今年の1月22日に核兵器禁止条約という条約が発効したんですよ。つまり、世界的な規範になったと。まだ、それに参加している国は54か国になったんですけども、54か国までなんですけれども、しかし、国連で122か国の賛成でこの条約が採択されて、実際に効力を発するというその条約の中に書いてある50か国を超えて、正式に条約として発効したと。

これを基にして、核兵器のない世界をつくりましょうよということをいろんなところで呼びかけて、その流れをもっともっと大きくしていくと。加藤委員もおっしゃっているように、戦争のない、核のない世界のほうが望ましいのであれば、その方向に向かって、我々みんな力で合わせて進みましょうと。いろんなもちろん困難はあるとは思っいます。けども、私たちが望んでる核のない世界というのは、核保有国

もそのことは望んでるわけですから、核拡散防止条約に参加し、核兵器をなくしていきましようという点では、全世界が合意しているわけですね。なかなかそれが進まなかったために、今回のようなこういう全面禁止というふうな条約になって、それが実際にだけど発効したという点は、非常に大きな力になると。

中でも、戦争被爆国である日本がこれに批准するということはさらに大きな力になるということで、日本頑張れというような意味で、この北本市議会からもぜひそういう意見を国に送ってもらいたいというのが私たちの願いです。

以上です。

○島野和夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

諏訪委員。

○諏訪善一良委員 私は、まず平和を守る手段というのが幾つかあると思っっています。多分かなり理想な部分においては兵器を持たないと、核兵器のみならず兵器を持たないというのが一番理想だと思っっています。しかしながら現実には公式的には5か国の保有国がありますし、最近ニュースでも日本のすぐ近くの北朝鮮、中国、こういう存在があります。実際には核兵器を開発しないという条約を前に結んで、日本もたしか軽水炉の補助を出したと思うんです。実際には核を造っている。場合によったらグアムに届くような、そういうような、開発している状況があると。また、イランなんかにおきましても、今、連日ニュースになっているように、核兵器

可能な濃縮をしているという現実であります。

そういう現実から見れば、まず第一に現在の核保有国に対して核を、今、制限条約ありますけれども、復活して制限条約また話題にベールでなっていますけれども、それに対する働きかけをまず先にするというのが大事じゃないかと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。1点目です。

2点目としましては、現実問題として日本の場合、今、加藤委員から尖閣の問題が挙げられましたけれども、まずは相手側が守ることが、相手側も禁止条約を守ることを守るということを先に取らないと、実際問題で日本の領海でも何もかわらず中国のガバメントという、国のそういう日本では国境を守るための武器を持たない船が出ているわけなんだけれども、実際問題はそういう意味でも脅しが実際にしているわけです。そういう点に対してどういふふうに対処するんだと。抑止という観点は一方で放棄しちゃっていいのかという部分は非常に疑問に感じます。

たまたま仕事の関係で中国に何度か行くんだけれども、例えば今、台湾とそれから中国の間、台湾海峡あります。ここで例えば福建省なんかですとちょうど反対側ですから、ほとんど毎日爆撃機が上空を飛んでいます。一番皆さんが知っているのは金門島だと思うんですけれども、私も行ってみたいはしていますけれども、現実問題としてはいわゆる脅しです。現状行われています。日本の場合は日本の国を、自国民を守

る義務があるわけですから、そうすると日本の国は核を持っていないと私は思うんです。でもこの文章を基に送ると、ここの文章の中段以下なんだけれども、自国の「安全保障」を理由に核兵器を持ち続けることは正当化できなくなりますと書いてあるんですけれども、日本は持っているわけじゃないんです。ないんじゃないかと。この文章を見ると、あたかも日本が持っているような感じになってしまっているんじゃないかなという部分もございます。それについて、この表現もいかなものかなという感じがあります。

それから、いろんなこの禁止の部分について。まず、禁止を核保有国に被爆国として働きかけをします。そういう前後の問題についてはいかがでしょうか。

○島野和夫委員長 杉田参考人。

○杉田仙太郎参考人 今回の請願に当たって、私もいろいろこの問題についていろんな資料を読んだりなんかもしてきました。その中でこういう話を読んだんです。1997年に対人地雷禁止条約というのが発効したんだそうです。地雷を禁止する条約です。ですが、この条約は今もアメリカやロシアや中国は参加していないそうです。だけれどもこの方の論文によりますと、今は地雷が使われたという事例はつい最近どこかでミャンマーか何かで使われただけで、実際ロシアも中国もアメリカも、もう地雷は生産していませんというんです。

生産する会社、国際的に地雷は造ってはいけ

ないという条約の世界的に考えが広まったこと
によって、例えば生産する会社がもう生産をや
めたりとか、そういう会社にお金を貸すという
金融機関がなくなったりして、事実上、今まで
保有していたところももう使えなくなる、造れ
なくなるという効果が今、出てきていると。20
年間それから経っているわけですけどもね。

今回の核兵器禁止条約についても、3年半ぐ
らい前に122か国の賛成で採択されて、その以
降、既に核兵器に関わる会社に資金提供をしな
いという金融機関も幾つも出てきているという
ことで、先に保有国に働きかけても、ああい
ですよ、じゃ、やめますとは簡単にはならない
ことは私たちが考えていますから、核兵器をな
くしていく力というのは様々な私たち市民も含
め、いろんな国際機関も含め、そういう人たち
の大きな流れの中で禁止、なくなるという方向
が強まっていくと、そういう一つの運動とい
うか世界の流れをつくっていくということで実現
していくと。だから保有国は恐らく最後になる
んじゃないかなと思いますけれども、それでも
核兵器を使わなくする、それからもう造るのを
やめようとするなどの動きがこれから徐々に起
きてくる。また、起こすように私たちはしなく
ちゃいけない。そのために先ほども言いました
けれども、日本国がこれに参加するということ
は大きな力になると。だから日本は保有国では
ありませんけれども、日本がまずこれに批准す
ると、参加するということを通して、その流れ
を大きくすることができると思います。

それと核兵器を持っていることが抑止力にな
ると、今、抑止力という言葉聞きまして、使
えなくするというのは先ほど言ったように、こ
の条約ができたことが核兵器を使わなくする抑
止力になると。そのことをもって、じゃ、戦争
が起きやすくなるのかとはならないと思います。
この長い歴史の中で大きな世界大戦2つを経て、
国連の中で戦争というものが違法なものだと、
戦争をしてはいけないと、他国を侵略してはい
けないと国際的な合意が生まれたわけです。だ
から確かに今いろんな地域で地域紛争的な戦争
は起こっていますけれども、ある大きな国がど
こかの小さな国に侵略戦争を仕掛けるという戦
争は、この75年間は起こっていないわけです。
それで尖閣諸島の問題なんかの、そういう国と
国との領土に関わるような争い事についても、
単純かもしれませんが十分話し合って、中国と
も仲よくして膝を突き合わせて話し合うことで、
その紛争の解決を図っていくということだとい
うふうに思います。それが日本国憲法の精神だ
と思います。

以上です。

○島野和夫委員長 諏訪委員。

○諏訪善一良委員 対人地雷、今、造っていない
だろうと。これ確証は、私、まだ得られていな
いと思います。対人地雷の話为例に挙げられて、
今、対人地雷は造られていないと言っていまし
たけれども、私はそれ間違いじゃないかと。確
証がまだ得られていないと思います。その辺は
もし確証があるんだったら、じゃ、説明してく

ださい。

それから、日本がよく中国とかと話し合っ
てということだったんですけれども、現在さっき
も例にありましたけれども、北朝鮮の場合でも
これは日本も加わっていたと思いますけれども、
核保有は放棄することを前提で軽水炉の補助な
んかも、またオイルについてもアメリカも日本
も供給したけれども、結局開発していきじゃな
いのですか。だから、そういうところも先に、さ
っき中国と話し合うと言っていましたけれども、
先にすべきことがあるんじゃないのですか。的
が順序としてまず保有国、でも、それについて
は今、保有国と話し合うのは簡単ではないと。
簡単ではない。誰もそう思っています。しかし、
先にすべきは一番危険なのを持っている国です
から。持っている国に放棄をさせるという努力
というのがあるべきじゃないですか。そのと
ころに対する努力が見えてこないです。だから
順序としてはそうではないかと思えます。

具体的な例で日本の場合は、今たまたま中国
と尖閣列島の問題で、ああやって明白な歴史的
な日本の固有領土であるにもかかわらず、現に
中国が日本領海をもうほとんど連日堂々と侵略
しているじゃないですか。執権を奪おうとして
いるじゃないですか。それに対して日本では独
自に核武装はできないわけですし、放棄してい
るわけですから、現にアメリカとの日米安保条
約を結んで国を守るということを保障させてい
るわけですから、その保障されている立場でま
ずは働きかけるのはどうですか。この核保有国。

非常に近いところに北朝鮮、中国があるじゃな
いのですか。そういうところに対する働きかけを
しなければ、核兵器から守らせるということ、
禁止そのものを守らせるということ、そうい
う努力を先にされるべきじゃないですか。じゃ
ないと日本の自国民を守ることにならないと思
います。尖閣を見ても分かりますように現に脅
されているじゃないですか。

○島野和夫委員長 以上ですか。

○諏訪善一良委員 はい。できる範囲でお答えく
ださい。

○島野和夫委員長 杉田参考人。

○杉田仙太郎参考人 保有国にも働きかけていく
べきだと思います。保有国でない核の傘の下に
ある国にも働きかけていくべきだし、そうでな
い核兵器が存在することに脅威を感じる世界、
様々な国がこれをなくしていこうという大きな
流れをつくっていくと。どっちが先というわけ
にはなかなかいかないとは思いますが、
いろいろな働きかけが必要だと。そのために日
本が果たす役割は大きいので、ぜひ日本の国
中でこの問題を話し合っ、ぜひ率先して日本
がアメリカに対しても核はもうやめようよとい
うふうに、勇気を持って声を出して言ってほし
いなど。そのためにこれを国会で審議して、核
兵器禁止条約に批准してくださいという意見を
上げてもらいたいというのが私たちの願いで
す。

○島野和夫委員長 あともう1点。対人地雷が造
られていないかという確証については。

[発言する人あり]

○島野和夫委員長 どうぞ。

○杉田仙太郎参考人 これは私が新聞で読んだ情報ですので、国際的な組織なんです。各国がどれだけ地雷を保有し、どれだけ使ったか、どういう状況なのかということを経験的な情報を集めて、分厚い報告書を発行したんだそうです。それによって地雷というものが使えないとか、保有しにくくなっていう状況が生まれてきていると。つまり単に禁止条約ができたから、それで、じゃ、すぐなくなっていくというんじゃないで、そういう市民団体や国際機関がそれに対して声を上げていく、事実を調べて検証して声を大きくしていくということを通して、それが事実上使えない兵器、造れない兵器になっていくということを読みました。それが核兵器についても同じように私たちの声、各国の声が広がっていくことが、その流れをつくっていくと考えています。

○島野和夫委員長 諏訪委員。

○諏訪善一良委員 1回目にお伺いしたと思うんですが、この文面の中段の下、自国の「安全保障」を理由に核兵器を持ち続けることは正当化できなくなりますとあって、これは日本ではないですね。

○杉田仙太郎参考人 請願の趣旨のところにあるのは、自国というのはそれぞれの国が自分たちの国のという、そういう意味ですということです。

○島野和夫委員長 諏訪委員。

[発言する人あり]

○諏訪善一良委員 じゃ、最後にします。

さっきも言いましたように、私は核兵器をなくすには今、持っていない国が持たないようにするということが大事だと思っているのが第一歩。第二歩として、さっき杉田さんは大変簡単なことじゃないんだけどもと言ったけれども、今、現に核を持っている国、これに対する運動というのをもっと大きくやっていかないと、結果的には各国政府は自国民を守る責任がありますから。そのために今は残念ながらパワーバランスというのか相手が核で脅かされても、日本の国を守るという部分において日米安保条約があるわけだし、そうしたバランスの中で物を考えていかないと、核をなくすことにはならないんじゃないでしょうか。だから今取るべきは、そうしたバランスの中に今、日本の平和は保たれてきたと思っておりますので、まず簡単ではない核兵器を持っている国。これを時々脅すために使っている国がすぐ北本からと言ってはあれだけでも、日本のすぐそばにあるわけですから。こういう働きかけというのをバランスとしてされておるんでしょうか。お伺いいたします。

[「パワーバランスが崩れちゃうということですよ」と言う人あり]

○諏訪善一良委員 うん。そういうことです。

[発言する人あり]

○諏訪善一良委員 最後に伺いをできたら。

○島野和夫委員長 杉田参考人。

○杉田仙太郎参考人 私、耳が若干遠くなってきた

ているので、声が小さいとよく聞こえないんですけれども、今回は核兵器禁止条約。核兵器という兵器なんです。それ以外の一般の兵器という物も含めて全部兵器をなくせとかというふうに、今回、言っているわけではないんです。核兵器がなぜかという人類が製造した兵器の中の最悪の兵器だと。まず取りあえずこれやめようよという普通の純粋な気持ちから来て、いろんなバランスも確かに今、議員さんおっしゃったようにあるのかもしれない。そういうことももちろん考えつつ、核保有国の中でも核兵器をやめようとかっていう声も上がっているんだろうと思うんです。私そんなに情報をたくさん集めているわけではないですけれども、それぞれの世界のそういう人たちが自分たちの安全や健康のために、様々な自分たちの国の制度に対して声を上げているということに期待をしたいと思います。でも日本は日本で日本ができることは何かということでは、先ほどから何回も申し上げていますように、唯一の戦争被爆国である日本国がもう核はやめますと、だからほかの国も持たないでくださいというふうに発信することが非常に重要だと思うんです。

私は武器を使って平和を守ることにはできないと思っています。武器を使えば結局戦争になってしまうわけですから、戦争を起こさないためには武器を持たないのがいいというのが私の持論ですけれども、それはほかにも多くの方がそう思っていられることも多いと思います。そういう声を集めて日本国という国、そ

して世界というものを平和な武器のない世界にしたいとは思っていますが、今回は核兵器という最も残虐な非人道的な兵器については、取りあえずこれをなくしましょうということが国連で採択された条約になったわけですから、これを足がかりにすべきだと思います。これを使わない手はないと思います。

以上です。

○島野和夫委員長 ほかに質疑はありますか。

村田委員。

○村田裕子副委員長 すみません。じゃ、1点だけ。

今のお話もすごく私としてはよく分かることで、日本の国は立法、行政、司法と三権分立で秩序は保たれているんですけれども、それを世界に押し広げたときに今この条約、これが立法としてという役割を持っていて、小さな一歩ではあるが世界の法律的なものということで、かなり大きいものではないかなと思うんですけれども、それとともに今まで言われていたように日本の憲法では自力救済、やられたらやり返すという自力救済が禁止されているように、それを推してしまうと世界では戦争に発展してしまうので、そうなると同様に国際的な裁判所の役割をするもの、司法の役割をするもの、協力的なものが必要ではないかなと思われるんですけれども、それについてはどのようなお考えでしょうか。

○島野和夫委員長 杉田参考人。

○杉田仙太郎参考人 その辺については私あまり

詳しい知識は持ち合わせていません。国際司法裁判所とかっていうそういう機関があるとかっていうふうな、国際問題で例えば戦争犯罪だとかというのを、国連のような国際機関で裁くというようなことはあるのかもしれませんが、ここ最近の中でそういう事例があったかということも私、知りませんが、禁止条約については、それぞれの国がこの条約について趣旨を理解し賛同して批准をすると。批准をしたことによって、その国にとってはこの条約の中に書かれていることが自分の国の規制になっていくということですので、この条約で批准をするしなくても、十把一からげに国際的な何か裁判的なものが起こるということではないんだろうと思います。

○島野和夫委員長 大丈夫ですか。

○村田裕子副委員長 はい。

○島野和夫委員長 ほかに質疑はありますか。

滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 多少、今までの質疑とダブるようなところもあるかもしれませんが、それは御勘弁ください。

確かに請願人がおっしゃるように、唯一の被爆国である日本から声を上げることは非常に大事であると思うし、そして、また核のない、そういう世界を多くの若者を含めて望んでいるのは現実だというふうに思っております。

そんな中でありますけれども、2017年に国連において122の国が賛成によって核兵器禁止条約が採択されたわけですが、その後、発

効までに時間がかかったわけですが、現実問題54か国が批准をしているわけですが、その中には核保有国やアメリカなんかの同盟国は参加していない。そんな現状があります。

日本においても日米安全保障条約によって先ほど来、核の傘というような話も出ていましたけれども、これが一定の抑止力になっているのは現実であるかと思うんです。請願人は先ほども抑止力についてお話されていましたが、現在の抑止力に代わるものとして実際に有効的な手段というのをどのように考えているのか。現実問題これが発効しましたけれども、実際に実効性というところでどうしても不安があると思うんです。先ほども申しましたけれども、核保有国あるいは同盟国が批准していないという現実。その辺についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。だからある意味現在の安全保障の同盟国なんかは、その辺の安全保障の観点から新たな何かを、そちらを議論していかないとなかなか核兵器の禁止というのはハードルが高いのかなと思っているんですけれども、その辺についてお答えをいただければと思うんですけれども。

○島野和夫委員長 杉田参考人。

○杉田仙太郎参考人 現在は、世界大戦の後できた国連という組織で様々な議論を通して世界的な約束事というか、そういうものが進められているわけです。安全保障という点についてもそういう専門組織があって、勝手に他国に武力攻撃をするということは国際法上、認められてい

ないという段階に今、来ているわけです。大戦以前というのは武力の強い国が他国に侵略して行って、俺の領土だと言うことも可能だったし、いるんですけども、戦争の技術が高まって空爆とかそういうような飛行機でもって戦争をするような時代になって、非戦闘員まで多くの犠牲を負うというような状況になって、こんなことはもうやめようということで大戦後、戦争というものが非合法というか、一部2項目だけ認めるんですけども、それは国連が認めた武力行使です。

先日イラクでしたっけ、アメリカが空爆したというふうな話がありましたけれども、国連が認めていないような戦闘行為。私たちが戦争をしないようにするためには、そういう国際的な組織を使って戦争を抑止していくという、抑止力って私はそれが一番の抑止力になるだろうというふうに思います。大きな強い核兵器や、その他の武力をたくさん持っているから戦争が起きないようにしているんだと私は考えない。むしろそうすることが逆に危険を増大しているということです。

それと話がずれちゃいますけれども、今コロナで私たち大変な状況になっています。私、新しく造るごみ処理施設の問題についても関心があって、そちらの問題で今いろいろ資料集めたりなんかして、近々、今日あたり市長のほうにごみの研究会のメンバーからの提言も出す予定なんですけれども、それらを調べている中で今の地球がどんどん温暖化していく。それから地

球の環境が悪化していく中で、もう後戻りできない状況まで、今、来ているというふうに専門家が言っているんです。残された時間はあと10年だと。その10年の間に温室効果ガスの排出を少なくとも10年後は1.5度以内。それから様々なそれ以外のものについても環境を守るための施策をしていかなくちゃいけない。温暖化のためにシベリアの永久凍土が解け出して、その中から新種のウイルスが発見されたというふうに先日のNHKスペシャルでやっていました。今コロナが2、3年後に収まったとしても、すぐまた後に新しいウイルスが人間界を襲ってくると。これは環境破壊を、私たちがこの地球を破壊してきた結果そうなっていると。それを止めなければならないという、そのためには今までの生産活動や生活活動、我々のやってきたことの流れをかなり大きく変えなくちゃいけない時期に入ってきていると。そのためには非常に大きな困難と課題があるんだと思うんですが、それを短時間の間にやらなくちゃならないと、そういう状態に今あるのに、兵器を持って国と国とがいがみ合っている場合じゃないと、非常に私、今その問題の意識を持っているんです。

だから国連の機関の中でそういう地球環境の問題についてもそうですし、SDGsの提起や何かもそうですし、そういう課題にもっと目を向けて、国と国とがそのために力を合わせるような関係をつくっていくということが、今、求められていることで、戦争をしている場合じゃないんだよというふうに今、私は非常に強くそ

う思っています。そういう意味で今回の核兵器禁止条約という点についても、いろいろ私たち論議したり勉強する機会になるなと思います。みんなそれぞれ素人の集まりでもありますので、こういう機会にいろんな議論をしたりするということも非常に大事だと思います。今日請願を提出させていただいて、皆さんとこうやって議論をできたということも大いに参考になったなと思いました。どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

○島野和夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○島野和夫委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

○島野和夫委員長 ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時16分

○島野和夫委員長 休憩を解いて再開いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

はじめに、反対討論を許可いたします。

加藤委員。

○加藤勝明委員 加藤勝明です。

「核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書」の国会提出を求める請願に反対の立場で討論をいたします。

核兵器に関しては一旦使用されると広範囲に多大な惨禍をもたらすもので、その使用は人道的でないものということ、そして、何よりも唯一の被爆国として我が国が核兵器の廃絶を目指

すことは当然でありますし、今後も継続すべきことだと思っております。

一方では核兵器の脅威がいまだに存在することも事実で、核軍縮に取り組む上では人道の観点のみならず、安全保障の視点も必要だと思います。人道的な観点から見ると、本請願にあります核兵器禁止条約が目指すものは理解できます。しかし、アメリカを始め核兵器保有国が反対しております。核兵器保有国を動かすことが真の核廃絶に必要な要件と思います。しかし現時点ではそれはできません。

核兵器禁止条約に参加しないことが核軍縮、核廃絶への努力をしないということに即座ならぬというふうに考えます。核兵器廃絶に向けた努力を続けていく必要があるのは当然の上、世界の動きを注視する必要がありますが、現時点での安全保障の状況を鑑みますと、核兵器禁止条約への速やかな署名を求める意見書提出することは妥当でないというふうに判断するところです。

以上の理由から本請願には反対いたします。

以上です。

○島野和夫委員長 ほかに討論はありますか。

次に、賛成討論を許可いたします。

工藤委員。

○工藤日出夫委員 「核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書」の国会提出を求める請願に賛成の立場で討論をさせていただきます。

我が国が唯一の被爆国であるがゆえに、核兵

器に頼らない平和の理想を希求することが戦後の民主憲法の具現化につながるものと考えます。政治は理想と現実を調整する装置であるなら、まずは理想の実現を目指すべきであります。核の傘で守られていることと、核のない平和を求めることは矛盾しないと私は考えております。そういった意味から、あえて被爆国である我が国こそが核兵器禁止条約の批准をすることで、多くの平和を願う国々に大きな影響を与えていくものと考えられると思います。そういった意味で、ぜひ核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書の国会提出を求める請願を採択したいと思います。

以上です。

○島野和夫委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○島野和夫委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議請第3号 「核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書」の国会提出を求める請願について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○島野和夫委員長 挙手多数です。

よって、本請願は採択すべきものと決定いたしました。

以上で、議長から建設経済常任委員会に付託されました議案2件及び請願3件の審査が終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任いただき、案を作成後、皆様に配付し、御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○島野和夫委員長 そのようにさせていただきます。

それでは、副委員長より閉会の挨拶をお願いいたします。

○村田裕子副委員長 以上で、建設経済常任委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

○島野和夫委員長 ありがとうございます。

閉会 午後 2時21分